

第 11 次秋田市交通安全計画（素案）へのご意見とご意見に対する市の考え方

1 実施の方法

- (1) 意見募集期間 令和3年9月14日（火）から10月13日（水）
- (2) 意見募集方法 パブリックコメント、市民100人会への意見公募
- (3) 意見の提出 10名（意見数17件）

2 意見および市の考え方について

意見および市の考え方については、以下のとおりです。

第 11 次秋田市交通安全計画（素案）に対する意見と市の考え方

番号	意見本文（原文ママ）	市の考え方
1	P6 高齢者の死亡で、冬場の早期散歩で死亡する人がいるが、暗い中の外出は危険だとPRし、明るくなってから出歩くよう広報したらいいと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝・夕暮れ時における交通事故の危険性については、1(1)ウ「効果的な広報啓発活動の推進」（P12）へ記載のとおり、引き続きラジオ等の広報媒体を活用した周知を行ってまいります。 ・また、1(1)ク「視認性の高い服装の着用や反射材用品の普及促進」（P14）へ記載のとおり、街頭キャンペーンにおいて反射材用品の配布を行うほか、明るい服装および反射材用品の着用の呼びかけを行うなど、歩行者や自転車利用者の交通事故防止対策に取り組んでまいります。
2	P14 出かける時は明るい服装、反射材の着用をもっと普及するようにすべきだ（最近はや手な服装も増えている）。	
3	P7の6（内容と少しズレますが…） 90歳以上の人で、誰が見ても危ない運転をしている人がいる。家族の話には耳をかたむけるどころか、反発してケンカになってしまう。 地域（町内）の民生委員や、交通安全の役員さんと共に交番の警察官が、年齢を理由に訪問し、安全に運転できるかの確認をし、不安な時は返納するよううながす機会をつくと良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・警察では、自動車等の安全な運転に不安のある高齢運転者やご家族からの相談を受け付けており、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転に必要な助言のほか、運転免許証の自主返納制度の案内などを行っております。 ・引き続き、こうした取組により高齢運転者の交通事故防止対策に努めてまいります。（2(1)ウ「高齢運転者対策の充実」（P22））

第 11 次秋田市交通安全計画（素案）に対する意見と市の考え方

番号	意見本文（原文ママ）	市の考え方
4	<p>P8 他 通学路における登下校時の事故を少なくするため朝は地域住民による見守りが行われているが、下校時はないのが実情。できるだけ下校時にも見守りできる体制がとれないかと考える。特に冬期間、通学路の雪道は危険が多く何度かひやとしたことがある。 通学路特に歩道部分の除雪は地域で行っているがなかなかきれいにはいかず狭いため、車道に出てしまうこともある。是非公費で除雪をしてもらえたらと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下校時の地域住民等による見守り活動については、犬の散歩や買い物をしながら行う「ながら見守り」の推奨のほか、見守り活動活性化のため、広報番組等での PR などを行っております。 ・ 引き続き、こうした取組を通じ、下校時の見守り活動に多くの市民が参加していただけるよう努めてまいります。（令和 3 年度秋田市交通安全実施計画 3(1)イ「通学路等における交通安全の確保」（P16）） ・ 除雪については、3(1)エ「冬期間対策の推進」（P30）および(11)オ「地域に応じた安全の確保」（P40）へ記載のとおり、道路除排雪の基本計画に基づく作業の実施により、冬期の安全な道路交通の確保に努めてまいります。
5	<p>P9 4 信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとしても車はほとんど止まってくれない。薄暮など、車を運転していると分からない（秋田県は歩行者ファーストと言うけれど）。今は我々家庭でもセンサー付きの LED ライト照明が廉価となっている。秋田市では通町せきやの交差点はセンサーで照明がつきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見のとおり、センサーで照明がつく横断歩道標識はありますが、現在は、標識そのものがより高輝度化した標識の整備を進めており、薄暮から夜間にかけての視認性の向上を図っております。 ・ 横断歩道での歩行者優先については、1(1)イ「横断歩行者の安全確保」（P12）へ記載のとおり、運転者に対する交通安全教育および交通指導取締りのほか、あらゆる機会を通じての広報啓発活動の推進等により、引き続き、歩行者の安全確保に努めてまいります。
6	<p>P13（妨害、飲酒運転について） 呼びかけはもちろん刑や罰金など知られていないことが多い。事故をおこしたくない気持ちになるように告知してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、飲酒運転の危険性、飲酒運転による交通事故の実態および飲酒運転者への刑罰などを周知するため、1(1)エ「飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立」（P13）へ記載のとおり、交通安全教育やホームページ等の広報媒体を活用した啓発活動等を推進してまいります。

第 11 次秋田市交通安全計画（素案）に対する意見と市の考え方

番号	意見本文（原文ママ）	市の考え方
7	<p>P13（自転車について）…歩道走行…</p> <p>歩道の一部は車が入りやすいように低くなっているところがあるため、歩道の車道寄りには電柱のでっぱりや高低差があって通行しにくいのではないのでしょうか。改善できると良い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしい歩道づくり事業や無電柱化の実施などにより、歩道の整備を推進してまいります。（3(1)「生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」（P28））
8	<p>P22 ウ 高齢者の更新時講習で問題のある人は、一般車運転が大変な人は、自動運転車限定とするか、自主返納とする。</p> <p>近所の個人タクシー運転者は 90 歳近くになり、クラウンに乗っていたが、今は車を小さく替えても車庫入れに難儀している。それだけ運転能力が落ちるんですネ。</p> <p>池袋の親子死亡事故の老人は、たぶん自分は正しく車のほうが異常だと主張したりしているが、家族やまわりの意見を聞く耳を持たない人で残念だ。免許返納して都会で体が不自由ならタクシー利用するべきだったと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の自主返納を促進するため、2(1)ウ「高齢運転者対策の充実」（P22）へ記載のとおり、バス会社による回数券割引等の高齢者が受けられる特典の拡大や、運転経歴証明書の身分証明書としての機能の充実などに取り組んでまいります。 ・また、同箇所へ記載のとおり、75 歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入および申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）が令和 4 年 6 月までに施行されることとされております。
9	<p>「高齢者の交通事故防止対策」を最重要課題として定めることに異論はありません。自身も 70 歳を迎えるにあたり、身体機能や認知機能が低下してきていることに自覚しております。</p> <p>高齢者人口の増加にあたり、運転免許証の更新に制限を設けることも大事と考えますが、住んでいる地域差もあり即効性のある課題解決策は現状では見当たりません。</p> <p>交通安全計画の「運転免許証の自主返納者に対する環境の充実」と「高齢者コインバス」の利用周知していくことで自主返納者が増えていくことを希望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、高齢者の交通事故防止対策に努めるとともに、運転免許証の自主返納を促進するため、2(1)ウ「高齢運転者対策の充実」（P22）へ記載のとおり、バス会社による回数券割引等の高齢者が受けられる特典の拡大や、運転経歴証明書の身分証明書としての機能の充実などに取り組んでまいります。 ・また、高齢者コインバス事業の周知と利用促進を図ってまいります。

第 11 次秋田市交通安全計画（素案）に対する意見と市の考え方

番号	意見本文（原文ママ）	市の考え方
10	P23（上記と関連して）…コインバスについて 路線本数などが少なく、不便。充実してほしい。車がわりに足として使えるくらい、便利になると早期返納しても、行動範囲が広く、助かると思う。（病院とスーパーは重要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承ります。 ・昨今の公共交通利用者減少や、運転士不足により、増便等の実施は難しい状況ですが、令和3年3月に策定した「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、乗換を前提とした公共交通網への再編を進めるとともに、買物タクシー等新たな交通手段の導入などにより、利便性の向上に努めてまいります。
11	P23(1)カ、P24(3)ウ 千葉の飲酒運転死亡事故は昼から酒を飲んで青ナンバー車の運転をしている。これなどはその様な常習者を、通報があっても対処しない会社が悪い。会社、警察が対応していないから死亡事故がおきたと思う。変な人にはアルコール検知を帰社した時もやれば良いと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、警察庁では、安全運転管理者の業務としてアルコール検知器による酒気帯びの確認を義務付ける内容を盛り込んだ道路交通法施行規則の改正を検討しております。 ・また、緑ナンバー車を使用する運送事業者においては、従来より運行管理者が、運転者に対して、乗務前、乗務後に点呼を実施し、運転者の飲酒等の状況について確認を行うこととなっております。 ・2(3)ウ「飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶」 （P24）へ記載のとおり、引き続き、点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す取組を推進してまいります。
12	P30 特に交通量の多い国道沿いにガードレールの設置、街灯の増設も検討して頂きたい。（夜間高齢者歩行による交通事故があったのをふまえて）	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画では、歩行者の安全確保を図る対策を推進することとしており、3(1)「生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」（P28）へ記載のとおり、歩道等の交通安全施設等の整備などに引き続き取り組んでまいります。

第 11 次秋田市交通安全計画（素案）に対する意見と市の考え方

番号	意見本文（原文ママ）	市の考え方
13	広面小学校から自動車出る時、五交差通行になるよう（桜団地）の様にできませんか。（別紙1） 小学生の通学路。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご要望の箇所につきましては、関係機関へお伝えいたしました。
14	十字路で事故多発（軽い） 対策して下さい。 （別紙2）	
15	<p>1 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚 (1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進</p> <p>3 道路交通環境の整備 (3) 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>渋滞緩和が必要と思います。1車線の道路は右折車の通過が進まず、直進車が青信号でも信号通過できないなど、運転者のイライラが事故を誘発することも考えられます。信号機の無い横断歩道を渡る際、先の信号機が青の場合は、走行車両は先を急ぐため歩行者がいても停車してくれません。</p> <p>公共交通機関の利便性を図ると共に、事業所等で時差出勤を取り組んでもらうことも渋滞緩和になるのではないのでしょうか。</p> <p>2車線の車道の横断歩道は左車線の車両が停車しても追い越し側車線の車両は停車車両の視界となり、横断中の歩行者を視認できず走行してしまうことが考えられます。さらに、対向車が止まってくれるものかわからないので、できる限り押しボタンの信号機等の設置が必要と思われるます。また、夜間における安全対策として、信号機のない横断歩道に歩行者を認識するために街灯の設置を望みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋滞緩和については、本計画では、交通安全の確保という観点から3(3)ウ「交通円滑化対策の推進」(P34)へ記載のとおり、信号機の改良や駐車対策の実施等による交通の円滑化を推進することとしております。 ・ なお、令和3年3月に策定した「第3次秋田市総合交通戦略」において、渋滞を緩和する道路整備事業を位置づけており、道路の新設や拡幅改良など渋滞緩和のための対策を推進してまいります。 ・ また、同計画においてTDM（交通需要マネジメント）による渋滞緩和施策についても位置づけており、ノーマイカーデーの実施による、ノーマイカー通勤や時差出勤の呼びかけ等を行っております。さらに、令和3年3月に策定した「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、乗換を前提とした公共交通網への再編を進めるなど、利便性の向上に努めてまいります。 ・ 横断歩行者の安全確保については、1(1)イ「横断歩行者の安全確保」(P12)へ記載のとおり、横断歩道手前での低速義務や横断歩道における歩行者優先義務、いわゆる「歩行者ファースト」を再認識させるための交通安全教育や交通指導取締りを引き続き推進してまいります。 ・ 押しボタン式信号機および街灯の設置については、3(1)「生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」(P28)および(2)イ「事故危険箇所対策の推進」(P31)へ記載のとおり、歩道等の交通安全施設等の整備のほか、信号機の新設・改良、道路標識の高輝度化等を推進してまいります。

第 11 次秋田市交通安全計画（素案）に対する意見と市の考え方

番号	意見本文（原文ママ）	市の考え方
16	<p>計画とされていますが、方法・手順・時期などが含まれていないため、指針ともいうべき内容です。</p> <p>第 11 次ということで、これまで市が行った施策や調査の内容と達成状況を示すことが必要です。</p> <p>また、これまでに改善すべき事柄、場所等が明らかになっているでしょうから、何を（どこを）、どのように、いつまで改善するのかを示すのが計画と考えます。</p> <p>国や県とは役割が異なる自治体なので、抽象的な施策ではなく、具体的な計画の策定をお願いします。</p> <p>他の計画からのコピーでは市が策定する意義はありません。</p> <p>策定が遅れても、役立つものをつくって下さい。期待しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の内容を踏まえ、HP へこれまで市が行った施策やその効果等を掲載いたします。 ・具体的な事業内容などの施策については、令和 3 年度秋田市交通安全実施計画へ掲載することとしております。（令和 3 年度秋田市交通安全実施計画とは、第 11 次秋田市交通安全計画で定めた目標達成に向け、令和 3 年度に取り組むべき具体的な施策についてまとめたものです。）
17	<p>市の素案は理解するも、更に計画を実践で向上を目指すため、交通安全協会、警察組織との連携を深め素案をたたき台として知見を活用した安全への共有を願う。</p> <p>町内各会長との市による接点を通じ、地域安全の徹底を願う。</p> <p>素案の冊子は総花的な感があり、特に重点実施項目を絞り込み、実践可能なコンパクトな冊子としても良いのではないか。</p> <p>重複する事項が多岐に亘るため、施策が多過で重点事項の方向性がいささか焦点としてボケの感が否めず。</p> <p>冊子の一段の分り易い工夫と創造性、簡略化を検討すべきと思います。</p> <p>簡単にとりまとめを致しました。参考程度まで。</p> <p>※道路交通安全指示命令図綱 1 官々一体の交通安全対策⇒（市と警察組織総動員体制の確立）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承ります。また、今後の進め方の参考とさせていただきます。

第 11 次秋田市交通安全計画（素案）に対する意見と市の考え方

番号	意見本文（原文ママ）	市の考え方
	<p>秋田市→警察（交通安全協会への指導、協力要請）→市教育委員会への安全の働きかけ（市内の小中学校宛てまで）要請（学校児童を守衛す）→町内各会長への安全計画の周知徹底→（地域の交通安全への取り組み強化を狙う。）主旨。</p> <p>2～交通安全関係各位よりの情報交換で一層安全の制度を向上へ～</p> <p>→ここでの意見交換を素案に反映さす⇒プラン・ドゥー・シーで一考し</p> <p>3 素案の練り直しへ。→素案から正案へ（市議会に諮り条例を新制定す）</p> <p>4 秋田市広報誌、ホームページの利活用で市民への情報を提供す。※市民は新制定を遵守し更なる交通安全意識を高揚する事。</p> <p>※事の正・否は市民が判断する事です。（最終決断者）</p> <p>◎高齢化に伴いボランティア各位様（交通ボランティア）の養成・育成を強化される事を検討まで早急に市と関係機関に要望を申します。→近年ボランティアが急減しているのが実情です。</p>	

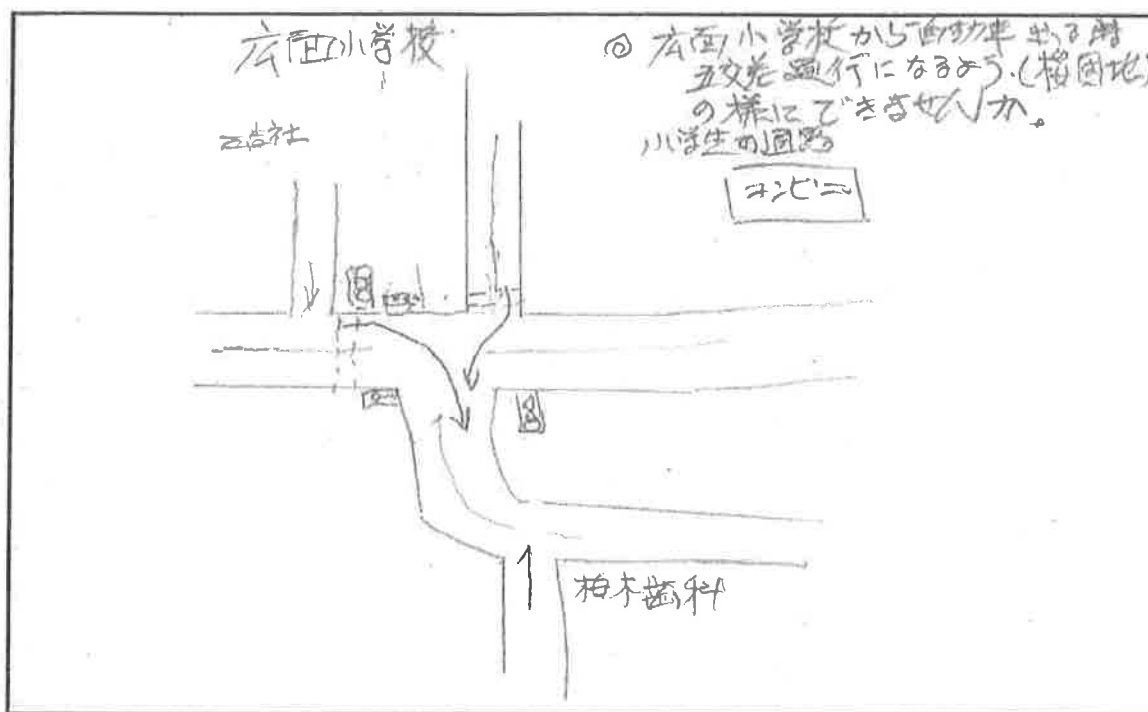
提出締切
令和3年10月13日

第1 1次秋田市交通安全計画（素案）に対する意見提出用紙

1. ご意見を提出されるかたの情報を枠内にご記入ください。

住所	[Redacted]		
氏名	[Redacted]	電話番号	[Redacted]

2. ご意見を自由にお書きください。なお、資料のどの部分に対するご意見かがわかるように、資料のページ等もご記入くださるようお願いいたします。



※枠内に書ききれない場合は、裏面に記載するか、任意の様式に記載していただいても構いません。

※提出いただいたご意見については、個人情報を除き、原則公開されますことを、あらかじめ御承知おきください。

※お寄せいただいたご意見につきましては、意見募集終了後、ご意見に関する本市の考え方を取りまとめ、交通政策課のホームページで公表します。なお、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

【担当】

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課交通安全担当

電話 018-888-5766

FAX 018-888-5767

メール ro-urtp@city.akita.lg.jp

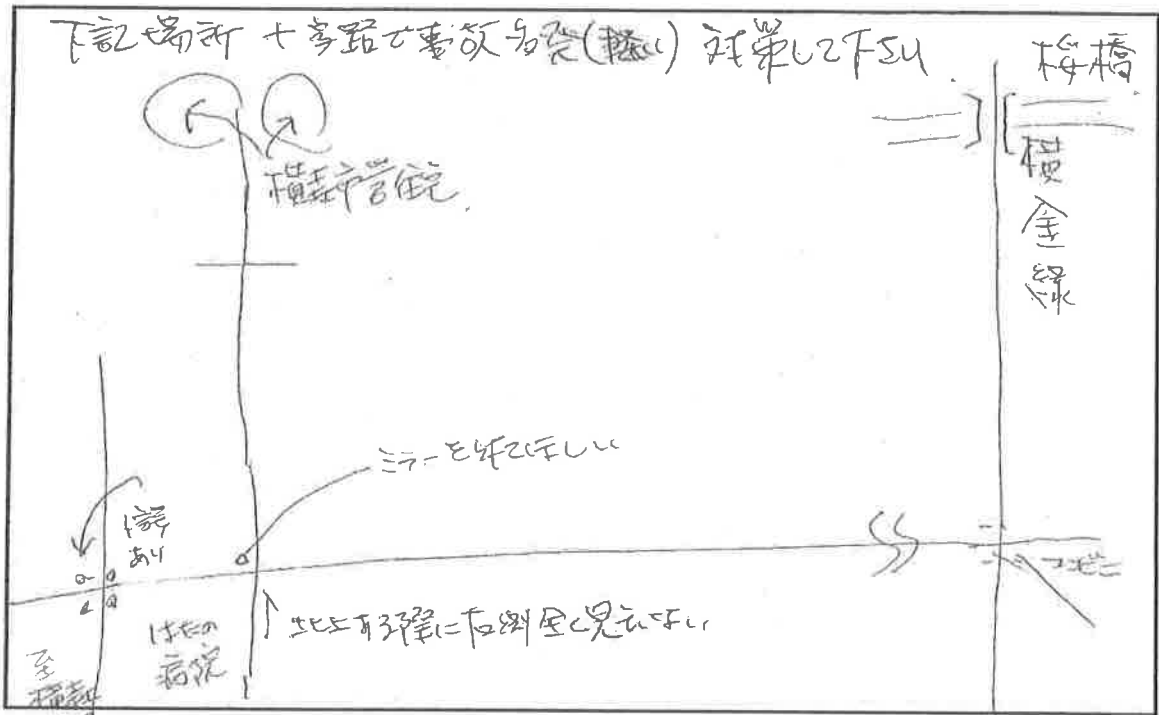
提出締切
令和 3 年 10 月 13 日

第 1 1 次秋田市交通安全計画（素案）に対する意見提出用紙

1. ご意見を提出されるかたの情報を枠内にご記入ください。

住所	[Redacted]		
氏名	[Redacted]	電話番号	[Redacted]

2. ご意見を自由にお書きください。なお、資料のどの部分に対するご意見かがわかるように、資料のページ等もご記入くださるようお願いいたします。



※枠内に書ききれない場合は、裏面に記載するか、任意の様式に記載していただいても構いません。

※提出いただいたご意見については、個人情報を除き、原則公開されますことを、あらかじめ御承知おきください。

※お寄せいただいたご意見につきましては、意見募集終了後、ご意見に関する本市の考え方を取りまとめ、交通政策課のホームページで公表します。なお、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

【担当】

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課交通安全担当

電話 018-888-5766

FAX 018-888-5767

メール ro-urtp@city.akita.lg.jp